

## 芦屋市住宅耐震化促進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、芦屋市住宅耐震化促進事業実施要綱（平成20年芦屋市要綱。以下「要綱」という。）の適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(様式等)

第2条 要綱第5条、第9条、第10条及び第11条に規定する市長が必要と認める書類とは、補助区分に応じ、別表第1から別表第8までに定めるところによる。

(附帯工事)

第3条 要綱第2条に規定する附帯工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 補強する壁の両端それぞれ91センチメートルの範囲内における外壁並びに耐震改修工事を実施する室に係る内壁、天井及び床の撤去並びに復旧工事及び断熱工事
- (2) 耐力壁工事に伴い必要となる建具の取替工事、配管・配線の切替工事及び既存の住宅設備機器等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取外し、再取付けに係る工事
- (3) 軽量化のための屋根の葺き替えに伴う下地材及び樋（堅樋を除く。）の取替工事
- (4) 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替工事
- (5) 耐震改修工事と同時に行う劣化の改善となる工事（劣化の改善のみの工事は、住宅耐震改修工事費補助の対象外とする。）

(補助事業の対象となる経費)

第4条 マンション及びその他共同住宅で増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。以下、この項において同じ。）を伴う場合、増築部分に係る改修工事費補助の対象となる経費は、建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分に係る工事に要する費用とする。

2 戸建て住宅で増築を伴う場合、改修工事費補助の対象となる経費は、既存部分に係る耐震改修工事等に限るものとし、増築部分に係る工事に要する費用は含まないものとする。

3 その他共同住宅において、耐震改修工事の前後で対象となる住宅の戸数に増減がある場合にあつては、耐震改修工事後の住宅の戸数により上限額を算定するものとする。

(報告事項)

第5条 申請者は、要綱第11条に基づく実績報告を行うときは、要綱別表に規定する耐震改修工事のうち、別紙（補助金交付の条件）により指示された工程の工事状況写真を提出しなければならない。

(計画策定者等の責務)

第6条 計画策定者及び施工者は、申請者から依頼を受けた業務について、信義に従って誠実に履行するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、本事業の運用に必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

関係条項	内容 住宅耐震改修計画策定費補助
第5条第1項 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第耐震1-1号(耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書)</li> <li>2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの)</li> <li>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</li> </ol> </li> <li>3 住宅の付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</li> <li>4 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書</li> <li>5 申請者以外に所有権、借地権等の権利を有している者(以下「権利者」という。)が存在する住宅(次項に掲げる場合は除く。)にあつては、原則として、当該事業について権利者(権利者が死亡している場合は、その相続人とする。)全員の同意書。ただし、生計を一にする親族で、同居しているものの同意についてはこの限りでない。</li> <li>6 区分所有のマンション及びその他共同住宅である場合は次に掲げる書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</li> <li>(2) 戸数、住戸ごとの専用面積(又は専用面積)及び居住の用に供する面積が確認できる書類</li> <li>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</li> <li>(4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類</li> </ol> </li> <li>7 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)</li> </ol> <p>※1 区分所有のマンション及びその他共同住宅の申請においては管理組合の理事長等が代表して申請することができる。</p> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前</p>
第9条第1項 (変更交付申請)	<p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第10条第1項 (遂行状況報告)	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の遂行状況</li> <li>2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見</li> </ol>
第11条 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第耐震2号(補助金算定・精算書)</li> <li>2 耐震改修工事費用の見積書</li> <li>3 交付決定通知書の写し</li> <li>4 様式第耐震3号(耐震診断報告書)</li> <li>5 住宅耐震改修に係る図書             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 配置図</li> <li>(2) 平面図、立面図(耐震改修前後)</li> <li>(3) その他耐震改修計画内容が確認できる図書</li> <li>(4) 耐震判定委員会による建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等の写し。(マンションの場合のみ。)</li> </ol> </li> <li>6 耐震改修計画策定に係る契約書の写し及び領収書の写し</li> <li>7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し</li> <li>8 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)</li> </ol> <p>※1 区分所有のマンション及びその他共同住宅の申請においては管理組合の理事長等が代表して申請することができる。</p> <p>(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付申請をした日の属する年度の2月20日のいずれか早い日</p>

別表第2 (第5条関係)

関係条項	内容
	住宅耐震改修工事費補助
第5条第1項 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第耐震1-2号(耐震改修工事住宅概要書)</li> <li>2 様式第耐震2号(補助金算定・精算書)</li> <li>3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し(全住戸分) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの)</li> <li>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</li> </ol> </li> <li>4 様式第耐震3号(耐震診断報告書)</li> <li>5 所得証明書の写し(全住戸分)(マンションの場合を除く。)</li> <li>6 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</li> <li>(2) 配置図</li> <li>(3) 平面図、立面図(耐震改修前後)</li> <li>(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</li> <li>(5) 耐震判定委員会による建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等の写し。(マンションの場合のみ。)</li> </ol> </li> <li>7 権利者が存在する住宅(9項に掲げる場合は除く。)にあっては、原則として、当該事業について権利者(権利者が死亡している場合は、その相続人とする。)全員の同意書。ただし、生計を一にする親族で、同居しているものの同意についてはこの限りでない。</li> <li>8 各住戸の代表者以外の区分所有者がいる場合は、各住戸の代表者を決定するための工事についての同意書(その他共同住宅の場合のみ。)</li> <li>9 区分所有のマンション及びその他共同住宅である場合は、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</li> <li>(2) 戸数、住戸ごとの専用面積及び居住の用に供する面積が確認できる書類</li> <li>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</li> <li>(4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類</li> </ol> </li> <li>10 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し(マンションの場合を除く。)</li> <li>11 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書)(マンションの場合を除く。)</li> <li>12 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)</li> </ol> <p>※1 交付申請書を住宅耐震改修計画策定費補助の実績報告書と同時に提出する場合、上記3、4及び6の書類は当該実績報告書をもって代えることができる。</p> <p>※2 区分所有のマンション及びその他共同住宅の申請においては管理組合の理事長等が代表して申請することができる。</p> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前</p>
第9条第1項 (変更交付申請)	<p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第10条第1項 (遂行状況報告)	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の遂行状況</li> <li>2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見</li> </ol>
第11条 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第耐震2号(補助金算定・精算書)</li> <li>2 交付決定通知書の写し</li> <li>3 様式第耐震4号(耐震改修工事実施確認書)</li> <li>4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し</li> <li>5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し</li> <li>6 様式第耐震5-2号(耐震改修工事実績公表内容報告書)(マンションの場合を除く。)</li> </ol>

	く。 7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）
	（指定期日） 当該各事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は交付申請をした日の属する年度の 2 月 20 日のいずれか早い日

別表第3 (第5条関係)

関係条項	内 容 簡易耐震改修工事費補助
第5条第1項 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第耐震簡1号(耐震改修住宅概要書)</li> <li>2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの)</li> <li>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</li> </ol> </li> <li>3 所得証明書の写し</li> <li>4 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</li> <li>5 権利者が存在する住宅にあっては、原則として、当該事業について権利者(権利者が死亡している場合は、その相続人とする。)全員の同意書。ただし、生計を一にする親族で、同居しているものの同意についてはこの限りでない。</li> <li>6 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し</li> <li>7 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書)</li> <li>8 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)</li> </ol> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前</p>
第9条第1項 (変更交付申請)	<p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第10条第1項 (遂行状況報告)	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の遂行状況</li> <li>2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見</li> </ol>
第11条 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第耐震簡2号(補助金精算書)</li> <li>2 交付決定通知書の写し</li> <li>3 様式第耐震3号(耐震診断報告書)</li> <li>4 住宅耐震改修に係る図書               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 配置図</li> <li>(2) 平面図、立面図(耐震改修前後)</li> <li>(3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</li> </ol> </li> <li>5 様式第耐4号(耐震改修工事実施確認書)</li> <li>6 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し</li> <li>7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し</li> <li>8 様式第耐震5-2号(耐震改修工事実績公表内容報告書)</li> <li>9 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)</li> </ol> <p>(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付申請をした日の属する年度の2月20日のいずれか早い日</p>

別表第 4 (第 5 条関係)

関係条項	内 容 屋根軽量化工事費補助
第 5 条第 1 項 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第耐震部分 1 号(耐震改修工事住宅概要書)</li> <li>2 様式第耐震部分 2 号(補助金算定・精算書)</li> <li>3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの)</li> <li>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</li> </ol> </li> <li>4 様式第耐震部分 3 号(耐震工事業計画書)</li> <li>5 所得証明書の写し</li> <li>6 住宅耐震改修に係る図書               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</li> <li>(2) 配置図</li> <li>(3) 平面図、立面図(耐震改修前後)</li> <li>(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</li> </ol> </li> <li>7 権利者が存在する住宅にあっては、原則として、当該事業について権利者(権利者が死亡している場合は、その相続人とする。)全員の同意書。ただし、生計を一にする親族で、同居しているものの同意についてはこの限りでない。</li> <li>8 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し</li> <li>9 様式第耐震 5-1 号(耐震改修工事実績公表同意書)</li> <li>10 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)</li> </ol> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前</p>
第 9 条第 1 項 (変更交付申請)	<p>(添付書類) 第 5 条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第 10 条第 1 項 (遂行状況報告)	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の遂行状況</li> <li>2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見</li> </ol>
第 11 条 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第耐震部分 2 号(補助金算定・精算書)</li> <li>2 交付決定通知書の写し</li> <li>3 様式第耐震 4 号(耐震改修工事実施確認書)</li> <li>4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し</li> <li>5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し</li> <li>6 様式第耐震 5-2 号(耐震改修工事実績公表内容報告書)</li> <li>7 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)</li> </ol> <p>(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は交付申請をした日の属する年度の 2 月 20 日のいずれか早い日</p>

別表第5（第5条関係）

関係条項	内 容
	シェルター型工事費補助
第5条第1項 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第耐震部分1号(耐震改修工事住宅概要書)</li> <li>2 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書)</li> <li>3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの)</li> <li>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</li> </ol> </li> <li>4 様式第耐震部分3号(耐震工事事業計画書)</li> <li>5 所得証明書の写し</li> <li>6 住宅耐震改修に係る図書               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</li> <li>(2) 配置図</li> <li>(3) 平面図、立面図(耐震改修前後)</li> <li>(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</li> </ol> </li> <li>7 権利者が存在する住宅にあっては、原則として、当該事業について権利者(権利者が死亡している場合は、その相続人とする。)全員の同意書。ただし、生計を一にする親族で、同居しているものの同意についてはこの限りでない。</li> <li>8 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)</li> </ol> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前</p>
第9条第1項 (変更交付申請)	<p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第10条第1項 (遂行状況報告)	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の遂行状況</li> <li>2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見</li> </ol>
第11条 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書)</li> <li>2 交付決定通知書の写し</li> <li>3 様式第耐震4号(耐震改修工事実施確認書)</li> <li>4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し</li> <li>5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し</li> <li>6 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)</li> </ol> <p>(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付申請をした日の属する年度の2月20日のいずれか早い日</p>



別表第6 (第5条関係)

関係条項	内 容
	建替工事費補助
第5条第1項 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第建防1号(住宅概要書)</li> <li>2 除却する住宅の所有者及び建築時期が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの)</li> <li>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</li> </ol> </li> <li>3 除却する住宅の簡易耐震診断結果の写し</li> <li>4 申請者の所得証明書の写し</li> <li>5 建替工事の見積書</li> <li>6 除却する前の住宅の写真</li> <li>7 権利者が存在する住宅にあっては、原則として、当該事業について権利者(権利者が死亡している場合は、その相続人とする。)全員の同意書。ただし、生計を一にする親族で、同居しているものの同意についてはこの限りでない。</li> <li>8 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第19条第1項前段(同条第4項において読み替える適用する場合を含む。)の規定による届出書</li> <li>(2) 法第27条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関する説明書</li> <li>(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に基づく設計住宅性能評価書</li> <li>(4) その他の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類</li> </ol> </li> <li>9 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)</li> </ol> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前</p>
第8条第1項 (内容変更申請)	<p>(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの</p> <p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業の対象となる住宅の変更</li> </ol> <p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p>
第9条第1項 (変更交付申請)	<p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第10条第1項 (遂行状況報告)	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の遂行状況</li> <li>2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見</li> </ol>
第11条 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付決定通知書の写し</li> <li>2 新たに建築した住宅の建築年月・耐震基準への適合状況・設計者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築確認通知書及びその添付図書</li> <li>(2) 前号に掲げるもののほか住宅の所有者、建築年月、現行の建築基準法への適合状況、設計者を証明する書類</li> </ol> </li> <li>3 建替えに係る工事契約書の写し及び領収書の写し</li> <li>4 新たに建築する住宅の検査済証の写し</li> <li>5 完了写真</li> <li>6 兵庫県住宅再建共済制度に加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し</li> <li>7 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)</li> </ol>

	(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は交付申請をした日の属する年度の 2 月 20 日のいずれか早い日
--	--

別表第7（第5条関係）

関係条項	内 容 防災ベッド等設置助成事業
第5条第1項 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第建防1号(住宅概要書)</li> <li>2 住宅の建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの)</li> <li>(4) その他住宅の建築年月を証明する書類</li> </ol> </li> <li>3 簡易耐震診断結果</li> <li>4 所得証明書の写し</li> <li>5 設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書</li> <li>6 権利者が存在する住宅にあっては、原則として、当該事業について権利者(権利者が死亡している場合は、その相続人とする。)全員の同意書。ただし、生計を一にする親族で、同居しているものの同意についてはこの限りでない。</li> <li>7 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)</li> </ol> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前</p>
第8条第1項 (内容変更申請)	<p>(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの</p> <p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業の対象となる住宅の変更</li> </ol> <p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p>
第9条第1項 (変更交付申請)	<p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第10条第1項 (遂行状況報告)	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の遂行状況</li> <li>2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見</li> </ol>
第11条 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付決定通知書の写し</li> <li>2 防災ベッド等の設置に係る契約書及び領収書の写し</li> <li>3 完了写真</li> <li>4 兵庫県家財再建共済制度に加入証書の写し又は兵庫県家財再建共済制度加入申込書の写し</li> <li>5 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)</li> </ol> <p>(指定期日)</p> <p>当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付申請をした日の属する年度の2月20日のいずれか早い日</p>

別表第 8 (第 5 条関係)

関係条項	内 容
	分譲共同住宅耐震化アドバイザー派遣補助
第 5 条第 1 項 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第分譲 1 号(分譲共同住宅概要書)</li> <li>2 住宅の建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの)</li> <li>(4) その他住宅の建築年月を証明する書類</li> </ol> </li> <li>3 交付申請を行うことについて管理組合の理事その他の役員により決したことを証する書類</li> <li>4 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</li> <li>5 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの。その他の耐震アドバイザーの場合は登録番号を記載したもの)</li> </ol> <p>※ 1 管理組合の理事長等が代表して申請することができる。</p> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前</p>
第 8 条第 1 項 (内容変更申請)	<p>(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの</p> <p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業の対象となる住宅の変更</li> </ol> <p>(添付書類) 第 5 条関係の各添付書類に準じる。</p>
	<p>(添付書類) 第 5 条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第 9 条第 1 項 (変更交付申請)	<p>(添付書類) 第 5 条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第 10 条第 1 項 (遂行状況報告)	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の遂行状況</li> <li>2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見</li> </ol>
第 11 条 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付決定通知書の写し</li> <li>2 分譲共同住宅耐震化アドバイザー派遣に係る契約書及び領収書の写し</li> <li>3 相談業務報告書</li> <li>4 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの。その他の耐震アドバイザーの場合は登録番号を記載したもの)</li> </ol> <p>※ 1 管理組合の理事長等が代表して申請することができる。</p> <p>(指定期日)</p> <p>当該各事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は交付申請をした日の属する年度の 2 月 20 日のいずれか早い日</p>